

ご旅行条件書

◆お申込み頂く前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

◆この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、イタリアエクスプレス(以下、「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。「受注型企画旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、この旅行条件書の他に、企画書面(お客様の依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面をいいます。)、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。
- (4) 当社は、本項(3)の企画書面において、旅行代金とは別に企画に関する取扱料金・取扱手数料等(以下、「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。

2. 旅行契約のお申込みと契約の成立

- (1) **当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し、旅行契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社にご提出下さい。**
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。ただし、当社は書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく旅行契約の申し込みを受けることがあります。この場合、旅行契約の成立の時期は、当該書面を交付したときに成立します。
- (3) **申込金はお一人様2万円を申し受けます。ただし、予約時に航空券取消料が申込金より高い場合は、それに準じて申込金額が変更になる場合があります。契約時に当社より提示いたします。また、申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。**

3. グループでのお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行の申し込みがあった場合、その契約責任者が契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。契約責任者は、第20項に定める個人情報の取扱いに関する内容を説明し、構成者本人の同意を得るものとします。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は負うことが予想される債務又は義務については、責任を負うものではありません。

4. お申込み・ご参加の条件

- (1) お申し込み時点で20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行が必要です。尚、保護者が同行できない場合は、当該保護者が指定した16歳以上のお客様の同行が必要です。
- (3) **健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。**
当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

5. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結をお断りする場合がございます。

1. 当社の業務上の都合があるとき。
2. 期日までにお申込金、ご旅行代金の支払いが完了されないとき。
3. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

6. 契約書面の交付

- (1) 当社は旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

7. 確定書面(最終旅行日程表)

- (1) **旅行開始日の7日前まで、確定された旅行日程、運送、宿泊機関の名称を記した確定書面(最終旅行日程表)を交付します。**ただし、お申し込みが、旅行開始日の前日から起算して溯って7日目に当たる日以降になされた場合には、旅行開始日前日にお渡しすることがあります。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に回答します。
- (3) 確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) **旅行代金の額は、旅行企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までに(原則ご出発の40日前としています)当社の指定する方法でお支払いください。**
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行契約締結後に、為替レートの変動が生じた場合も、これによる旅行代金の増額、減額は行いません。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず、**お客様の依頼により利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。**

9. 渡航書類の取得

- (1) **旅行に必要な旅券、査証(ビザ)、再入国許可及び各種証明書(以下、「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様自身でお手続きください。**
- (2) 日本国の旅券をお持ちのお客様は、お申し込みの旅行に必要とされる旅券の残存期間及び査証の必要な国名については、当社にお問い合わせください。(通常ヨーロッパに旅行の場合、旅券必要残存期間はヨーロッパシェンゲン協定加盟国を出国時に3か月、査証は不要)また、日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、自国の大使館又は領事館、渡航先の大統領又は領事館、及び入国管理事務所に直接お問い合わせ願います。
- (3) 当社は、お客様の依頼によって渡航手続代行契約を締結し、渡航手続の一部又は全部を代行します。
- (4) 当社は、本項(3)の手続きによる業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること、及び渡航先の国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責めに帰すべき事由によらない場合は、お客様が渡航書類の取得ができなかった、或いは渡航先の国の出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

10. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金に含まれる基本的なものを以下に例示します。旅行日程、旅行サービスの内容によっては含まれないものがありますので、企画書面で確認してください。尚、お客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しは致しません。

- ① 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等の運送機関の運賃・料金(旅行サービスの内容により等級が異なります。)
- ② 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(宿泊税は現地払いとなるため除きます。)

- ③ 旅行日程に含まれる送迎車等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所、都市間の移動車等。)
- ④ 旅行日程に明示した観光の料金(専用車料金・ガイド料金・入場料。)
- ⑤ 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- ⑥ 航空機による手荷物の運搬料金(ご利用航空会社、ご利用クラスによって異なりますので詳しくはお尋ねください。)
- ⑦ 添乗員同行の費用(お客様からご依頼の場合のみ)
- ⑧ 当旅行計画作成に当たる企画料金

11. 旅行代金に含まれないもの

旅行代金に含まれない基本的なものを例示します。旅行日程、旅行サービスの内容によっては含まれるものがありますので、企画書面で確認してください。

- ① 超過手荷物料金(航空会社が規定する重量・容積・個数を超える場合)
- ② クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等、個人的な諸費用
- ③ 傷害、疾病に関する医療費
- ④ 渡航手続関係諸費用(旅券・査証の取得料金、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- ⑤ 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費や宿泊費等
- ⑥ 運送機関が課す燃油サーチャージ料金(企画書面にて旅行代金と共に明示します。)
- ⑦ 日本国内の空港を利用する場合の旅客施設使用料(企画書面にて旅行代金と共に明示します。)
- ⑧ 日本国外にて利用する空港・港の空港税、出入国税、港湾施設使用料及びこれに類する諸税(企画書面にて旅行代金と共に明示します。)
- ⑨ 任意の海外旅行保険料
- ⑩ ガイド、運転手、その他現地にて発生するチップ
- ⑪ 宿泊税

12. 契約内容の変更

- (1) **お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。**
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由(外務省が発出する危険情報も含まれます。)が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

13. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① 旅行開始前のお客様の解除権

- (ア) **お客様は《表1》に記載した取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。**契約解除日は、当社が契約解除のお申し出を営業時間内に受け付けた日とします。

《表1》

契約解除日	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算して遡って40日目に当たる日以前に解除する場合 (当社が契約書面において運送・宿泊機関取消料を明示した場合を除く。)	無料
ロ 旅行開始日の前日から起算して遡って40日～10日前に解除する場合	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算して遡って9日前～3日前に解除する場合	旅行代金の50%
ニ 旅行開始日の2日前以降、又は開始後の解除、又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(注1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

(注2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社旅行業約款「別紙 特別補償規程」第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

尚、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料の金額を、契約書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、旅行出発から40日以前に解除する場合、《表1》に定める取消無料ではなく、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。

例：航空券のご予約・発券後は、上記の取消料とは別途に航空券取消料が掛かります。

※航空券の取消料が ¥35,000 の場合（金額は航空便により異なります。ご契約時に当社よりご案内します）

ご出発の20日前にお取り消しの場合のお取消料 ⇒ ご旅行代金の20% + 航空券取消料 ¥35,000

ご出発の5日前にお取り消しの場合のお取消料 ⇒ ご旅行代金の50% + 航空券取消料 ¥35,000

(イ) お客様は次の項目に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- A. 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第22項の《表2》左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- B. 第8項(2)に基づき、旅行代金が増額されたとき。
- C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- D. 当社がお客様に対し、期日までに確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。
- E. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(ウ) 当社は本項(1)①(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（或いは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻します。取消料が申込金では不足するときは、その差額を申し受けます。また本項(1)①(イ)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（或いは申込金）の全額を払い戻します。

(エ) **お客様の都合により旅行契約成立後に出発日、コースを変更された場合は、上記取消料の対象となりませんが、運送・宿泊機関への変更料等を申し受ける場合がございます。**

② 旅行開始前の当社の解除権

(ア) お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)①(ア)に規定する取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。

(イ) 次の項目に該当する場合は、当社は、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(ウ) 当社は本項(1)②(ア)により旅行契約を解除した場合は、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻し致します。また本項(1)②(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻し致します。

(2) 旅行開始後

旅行開始後のお客様の解除・払戻し

(ア) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。

(イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ) 本項(2)①(イ)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに

対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

当社は、第8項(2)の規定により旅行代金を減額した場合、又は第13項の規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

14. 旅程管理業務

(1) 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めると共に、次に掲げる業務を行います。

- A. お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- B. 前 A.の措置を講じたにも関わらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更する時は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(2) 添乗員・手配代行者等

- A. 添乗員(コーディネーター)の同行の有無は企画書面に明示します。
- B. 添乗員(コーディネーター)が全行程又は行程の一部に同行する旅行の場合、添乗員は本項(1)の旅程管理を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- C. 添乗員(コーディネーター)が同行しない旅行の場合、現地において現地係員(ガイド)が本項(1)の旅程管理を行い、現地における連絡先は確定書面(最終旅行日程表)に明示します。

15. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

免責事項

- A. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - B. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - C. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - D. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - E. 自由行動中の事故
 - F. 食中毒
 - G. 盗難
 - H. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定に関わらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償します。尚、当社が行う賠償額はお客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)とします。

16. 特別補償

- (1) 当社は第15項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款「別紙 特別補償規程」により、お客様が旅行参加中に、偶然かつ急激な外来の事故によって、その生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、次の通り予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
 - a. 入院見舞金(4万円～40万円)
 - b. 通院見舞金(2万円～10万円)
 - c. 携行品損害補償金(補償対象品の1個又は1対について10万円を限度とし、お客様1名につき15万円を上限とします。但し、3,000円を超えない場合は支払いません。)
- (2) 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を受けない日(自由行動時)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

(3) 当社が本条(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

17. 旅程保証

(1) 当社は、《表2》の左欄に記載された契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に《表2》の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更が次の①～③に該当する場合は変更補償金を支払いません。尚、当該変更について、当社に第20項(1)の規定による責任が発生することが明らかな場合は、変更補償金ではなく損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 《表2》の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下のよるものであることが明白な場合。但し、サービスの提供が行われているに関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

(ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

(イ) 戦乱

(ウ) 暴動

(エ) 官公署の命令

(オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

(カ) 遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

(キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

② 第13項(1)の規定に基づいて旅行契約が変更されたときの当該変更された部分、及び第16項の規定に基づいて旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合や旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

(2) 当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに代えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスにより補償を行うことがあります。

《表2》

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始前にお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みません。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関のクラスが契約書面に記載した宿泊機関のクラスを上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更(アップグレードの場合は除きます)	1.0%	2.0%

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

- (注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」に読み替えた上でこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) 1件とは、運送機関の場合1乗車船(搭乗・乗車・乗船)毎に、宿泊機関の場合1施設毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に、1件とします。
- (注4) ①については、「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれを1件とします。
- (注5) ②については、「入場する観光地」「観光施設」それぞれを1件とします。ただしお客様の依頼同意のもと変更された場合には適用しません。
- (注6) ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- (注7) ④の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、又はお客様が当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) **お客様は、旅行開始後に、確定書面(最終旅行日程表)と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、現地において速やかにその旨を当社、添乗員、現地ガイド、手配代行者に申し出てください。その場でお申し出がなく、後日お申し出頂いても対処できず、旅程保証を適用できない場合がございます。**
- (4) 当社は次に掲げる場合、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によらないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
 - ① 当該旅行中に、お客様の都合により旅行契約を解除しお客様が旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスを依頼した場合
 - ② 当該旅行中に、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めた場合

19. 燃油サーチャージ、空港諸税、国際観光旅客税について

- (1) 燃油サーチャージ
利用する航空会社により燃油サーチャージが必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内します。
- (2) 空港諸税
渡航する国・地域の空港を利用する場合、空港税が必要です。また、日本の空港を利用する場合は、空港施設使用料が必要です。旅行代金と併せて日本円でお支払い頂きます。詳しくは、契約時にご案内します。
- (3) 国際観光旅客税
日本から出国する場合、出国1回につき1,000円の国際観光旅客税が必要です。旅行代金と併せてお支払い頂きます。

20. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受け付けに際し、お客様の個人情報を取得します。お客様から当社が旅行の手配等に必要な個人情報の全部又は一部をご提供頂けず、旅行の手配等が出来ない場合、或いはお客様との連絡が取れない場合には、お客様のお申込みを引受できないことがあります。
- (2) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行中に疾病や事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病・事故等があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件及び旅行代金の基準日については、企画書面に明示した日となります。

22. 海外旅行保険への加入について

旅行中お客様の身体又は財産等に損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違などにより賠償すべき運送・宿泊機関又は第三者の故意又は過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、又は損害を受けた携行品の保証ができない場合があります。**海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び損害補償等を担保することを目的としていますので、必ずご加入されることをお勧めします。**

23. その他

(1) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては契約書面・確定書面(最終旅行日程表)に記載している国際線出発空港での集合場所に集合してから、当該空港にて解散するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。

(2) お客様の正確な氏名のご提供

旅行お申し込みの氏名は、旅行の際に利用する旅券に記載されている通りのローマ字綴りで正確に当社にお知らせください。お客様が氏名を誤ってお申し込みされた場合、或いは婚姻等により氏名が変更になった場合には、航空券の再発券、関係機関等への氏名訂正連絡などが必要となります。また、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、予約・発行済みの航空券等を取り消し新たに航空券等の発行をすることが必要になる場合があります。新たに座席が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なるものとなった場合には、新たに適用となる運賃・料金と取消に係る運送機関の運賃・料金等との差額及び運送機関等から課された取消料をお客様にご負担頂きます。運送機関の席の販売状況により、新たな座席の予約ができず、旅行契約を解除頂く場合があります。この場合には、第16項の当社所定の取消料の対象となります。

(5) 旅行契約に含まれない費用のご負担

お客様が個人的な案内・買物等をコーディネーター、ガイド等に依頼された場合に伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配による諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担頂きます。当社が費用の立て替えを行った場合、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(9) 当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)について

この旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご参照下さい。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.italiaexpress.net/company/yakkan.pdf> からご覧頂けます。